

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

○行政組織規則の一部を改正する規則  
○県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

（人事課） 一  
（都市計画課） 九

## 規 則

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第二十八号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第一款 総務部に属する機関（第三十条―第三十四条の二）」を

第二款 震災復興・企画部に属する機関（第三十四条の三）」を

「第一款 総務部に属する機関（第三十条―第三十三条）」

第二款 復興・危機管理部に属する機関（第三十四条―第三十四条の三）」に、「第三款」を「第四

第三款 企画部に属する機関（第三十四条の四）」

款」に、「第四款」を「第五款」に、「第五款」を「第六款」に、「第六款」を「第七款」に、「第七款」

を「第八款」に、「第八款」を「第九款」に改める。

第九条の表総務部の項中「、危機対策課、消防課」を削り、同項の次に次のように加える。

復興・危機管理部  
復興・危機管理総務課、復興支援・伝承課、防災推進課、消防課、原子力安全対策課

第九条の表震災復興・企画部の項を次のように改める。

## 企 画 部

企画総務課、オリンピック・パラリンピック大会推進課、デジタルみやぎ推進課、総合政策課、地域振興課、スポーツ振興課、地域交通政策課、統計課

第九条の表環境生活部の項中「、原子力安全対策課」を削り、「竹の内産廃処分場対策室」の下に

「、最新最終処分場整備対策室」を加え、同表保健福祉部の項中「、震災援護室」を削り、「疾病・感

染症対策室」を「疾病・感染症対策課、新型コロナ調整室、子育て社会推進課」に改め、「子育て

社会推進室」を削り、同表経済商工観光部の項中「観光課、国際企画課、アジアプロモーション課」

を「観光政策課、観光プロモーション推進室、国際政策課、国際ビジネス推進室」に改め、同表農政

部の項中「園芸振興室」を「園芸推進課」に改め、「畜産課」の下に「、家畜防疫対策室」を加え、

「、農地復興推進室」を削り、同表土木部の項中「、復興まちづくり推進室」を削る。

第十一条秘書課の分掌事務の項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「国際企画課

及びアジアプロモーション課」を「国際政策課」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「行

幸、行啓等」を削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 知事及び副知事の秘書事務に関すること。

第十二条秘書課の分掌事務の項第五号中「あて」を「宛て」に改め、同条行政管理局の分掌事務の

項第五号中「公益通報保護制度」を「公益通報者保護制度」に改め、同条地方税徴収対策室の分掌事

務の項第一号中「を含む」を「その他の」に改め、同条市町村課の分掌事務の項第二号中「地域復興

支援課」を「地域振興課」に改め、同条管財課の分掌事務の項第七号中「危機対策課」を「防災推進

課」に改め、同条中危機対策課の分掌事務の項及び消防課の分掌事務の項を削り、同条の次に次の

一条を加える。

（復興・危機管理部各課室の分掌事務）

第十一条の二 復興・危機管理部各課室の分掌事務は、次のとおりとする。

復興・危機管理総務課

一 復興・危機管理行政の総合的な企画及び調整に関すること。

二 危機管理の方策の立案及び危機への対応の総合調整に関すること。

三 危機管理の応急対策の総合調整に関すること。

四 危機管理に係る対策本部に関すること。

五 危機管理に係る市町村との連絡調整に関すること。

六 業務継続計画に関すること。

七 防災会議に関すること。

八 無線通信に関すること。

<p>九 国民保護協議会に関すること。</p> <p>十 国民保護体制の整備等に関すること。</p> <p>十一 災害救助及び災害弔慰金等に関すること。</p> <p>十二 被災者生活再建支援金に関すること。</p> <p>十三 災害復興・寄附金・義援金に関すること。</p> <p>復興支援・伝承課</p> <p>一 復興に関する総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 復興に関する国、市町村及びその他の機関との連絡調整に関すること。</p> <p>三 復興に関する広報（伝承を含む。）その他の啓発活動に関すること。</p> <p>四 応急仮設住宅に関すること。</p> <p>防災推進課</p> <p>一 防災推進の総合調整に関すること。</p> <p>二 地域防災計画に関すること。</p> <p>三 地域防災力の向上に関すること。</p> <p>四 危機管理事案対応直に関すること。</p> <p>消防課</p> <p>一 市町村の消防組織及び消防防災施設等の指導に関すること。</p> <p>二 石油コンビナート等防災計画に関すること。</p> <p>三 石油コンビナート等防災本部に関すること。</p> <p>四 危険物の規制及び危険物取扱者に関すること。</p> <p>五 消防設備士及び防火管理者に関すること。</p> <p>六 高圧ガスの保安及びガス事業に関すること。</p> <p>七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関すること。</p> <p>八 火薬類の取締りに関すること。</p> <p>九 猟銃等の製造販売の取締りに関すること。</p> <p>十 電気工事士及び電気工事業に関すること。</p> <p>十一 電気用品の安全性の確保に関すること。</p> <p>十二 防災ヘリコプターの運航に関すること。</p> <p>十三 消防学校及び防災ヘリコプター管理事務所に関すること。</p> <p>原子力安全対策課</p> <p>一 原子力行政の総合調整に関すること。</p>	<p>二 原子力発電所事故による被害対策の総合調整に関すること。</p> <p>三 原子力発電所周辺地域における安全対策に関すること。</p> <p>四 原子力発電所に係る緊急時安全対策に関すること。</p> <p>五 原子力広報に関すること。</p> <p>六 環境放射線監視センターに関すること。</p> <p>第十二条（見出しを含む。）中「震災復興・企画部」を「企画部」に改め、同条震災復興・企画総務課の分掌事務の項中「震災復興・企画総務課」を「企画総務課」に改め、同項第三号中「震災復興推進課」を「復興支援・伝承課」に改め、同項第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条オリンピック・パラリンピック大会推進課の分掌事務の項中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同条震災復興推進課の分掌事務の項を次のように改める。</p> <p>デジタルみやぎ推進課</p> <p>一 デジタルみやぎの推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。</p> <p>二 行政情報化の推進に関すること。</p> <p>三 地域情報化の推進に関すること。</p> <p>四 情報化に係る知識の普及及び指導に関すること。</p> <p>五 電子署名に係る認証業務に関すること。</p> <p>六 情報システムの最適化の推進に関すること。</p> <p>七 情報セキュリティポリシーに関すること。</p> <p>八 社会保障・税番号制度の推進に関すること。</p> <p>九 情報ネットワークシステムの最適化及び管理運営に関すること。</p> <p>十 共通基盤システムに関すること。</p> <p>十一 庶務・給与システムに関すること。</p> <p>十二 電子申請システムに関すること。</p> <p>十三 情報システムの開発及び改善の技術的助言等に関すること。</p> <p>第十二条震災復興政策課の分掌事務の項中「震災復興政策課」を「総合政策課」に改め、同項第三号中「震災復興・企画総務課」を「企画総務課」に改め、同項第十号中「地域復興支援課」を「地域復興課」に改め、同条地域復興支援課の分掌事務の項中「地域復興支援課」を「地域復興課」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号中「及び市町村震災復興計画」を削り、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。</p> <p>スポーツ振興課</p>
---	--

一 スポーツを通じた地域の振興に係る調整に関する事

二 生涯スポーツの振興に関する事

三 競技スポーツの振興に関する事

四 競技力向上の推進に関する事

五 総合運動場及びライフル射撃場に関する事

六 公益財団法人宮城県スポーツ協会（平成六年三月八日に財団法人宮城県スポーツ振興財団という名称で設立された法人をいう。）その他各種スポーツ団体の育成及び指導に関する事

第十二条総合交通対策課の分掌事務の項中「総合交通対策課」を「地域交通政策課」に改め、同項

第一号中「総合交通体系」を「地域交通体系」に改める。

第十二条情報政策課の分掌事務の項を削る。

第十三条環境政策課の分掌事務の項に次の一号を加える。

八 資源・エネルギー行政の総合調整に関する事

第十三条環境対策課の分掌事務の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水循環に関する施策の総合調整に関する事

第十三条原子力安全対策課の分掌事務の項を削り、同条循環型社会推進課の分掌事務の項中第六号を削り、同条竹の内産廃処分場対策室の分掌事務の項の次に次のように加える。

新最終処分場整備対策室

一 公共関与による新たな産業廃棄物最終処分場に関する事

二 公益財団法人宮城県環境事業公社（昭和五十二年四月一日に財団法人宮城県廃棄物処理公社という名称で設立された法人をいう。）に関する事

第十三条消費生活・文化課の分掌事務の項第十六号中「文化の振興及び奨励」を「文化芸術の振興」に改める。

第十四条震災援護室の分掌事務の項を削り、同条医療政策課の分掌事務の項中第八号を削り、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条疾病・感染症対策室の分掌事務の項中「疾病・感染症対策室」を「疾病・感染症対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

新型コロナ調整室

新型コロナウイルス感染症患者の医療及び療養等の調整に関する事

子育て社会推進課

一 児童福祉行政及び母子保健行政の総合的な企画及び調整に関する事

二 児童福祉思想の普及啓発に関する事

三 少子対策の推進に関する事

四 地域の子育て支援施策の推進に関する事

五 児童の健全育成に関する事

六 保育に関する事

七 児童委員及び主任児童委員に関する事

第十四条子ども・家庭支援課の分掌事務の項中第一号を削り、同項中第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条子育て社会推進室の分掌事務の項を削る。

第十五条観光課の分掌事務の項中「観光課」を「観光政策課」に改め、同項第二号中「誘致及び」を削り、同項の次に次のように加える。

観光プロモーション推進室

観光客の誘致に関する事

第十五条国際企画課の分掌事務の項中「国際企画課」を「国際政策課」に改め、同項第四号及び第五号中「(アジアプロモーション課の所管に属するものを除く。）」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項第十号中「(アジアプロモーション課の所管に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項中第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同条アジアプロモーション課の分掌事務の項を次のように改める。

国際ビジネス推進室

国際ビジネスの推進に関する事

第十六条食産業振興課の分掌事務の項第五号中「農山漁村なりわい課」を「農業振興課」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条農山漁村なりわい課の分掌事務の項中第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条みやぎ米推進課の分掌事務の項中第四号を削り、同項中第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同項第九号中「及び農業気象」を削り、同号を同項第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条園芸振興室の分掌事務の項中「園芸振興室」を「園芸推進課」に改め、同項に次の二号を加える。

国際ビジネス推進室

国際ビジネスの推進に関する事

第十六条畜産課の分掌事務の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同項の次に次のように加える。

家畜防疫対策室

畜産物の防疫に関する事

七 強い農業づくり交付金に関する事

八 農業気象に関する事

第十六条畜産課の分掌事務の項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同項の次に次のように加える。

一 家畜、家きん及びみつばちの保健衛生に関すること。  
 二 獣医事及び動物用医薬品に関すること。  
 第十六条農村整備課の分掌事務の項第六号中「農地復興推進室の所管に属するものを除く。」を削り、同条農地復興推進室の分掌事務の項を削る。  
 第十七条水産林政総務課の分掌事務の項第三号中「漁業共済組合及び漁船保険組合」を「及び漁業共済組合」に改める。  
 第十八条都市計画課の分掌事務の項第十号中「復興まちづくり推進室の所管に属するものを除く。」を削り、同条復興まちづくり推進室の分掌事務の項を削る。

第二十一条の第二項の表中 「震災復興・企画部 震災復興・企画総務課」を

「復興・危機管理部 復興・危機管理総務課」に改める。  
 「企画部 企画総務課」

第二十一条の第三第四項中「総務部人事課」の下に「復興・危機管理総務課」を加える。  
 第二十一条の第四項の表環境生活部の項中「竹の内産廃処分場対策室」の下に「新最終処分場整備対策室」を加え、同項の表保健福祉部の項を次のように改める。

保健福祉部	
医療政策課	医療人材対策室
疾病・感染症対策課	新型コロナウイルス調整室
障害福祉課	精神保健推進室

第二十一条の四第一項の表経済商工観光部の項中

商工金融課	
中小企業支援室	
観光政策課	
中小企業支援室	観光プロモーション推進室

改め、同表農政部の項中

国際政策課	国際ビジネス推進室
みやぎ米推進課	園芸推進室
農村整備課	農地復興推進室

改め、同表土木部の項を削る。

畜産課	家畜防疫対策室
-----	---------

第二十一条の表オリムピック・パラリンピック大会推進局長の項中「震災復興・企画部」を「企画部」に改め、「並びにスポーツを通じた地域の振興に係る調整に関する事務」を削り、「震災復興・企画部長」を「企画部長」に改め、同表次長の項を次のように改める。

副部長	部	上司の命を受け、部の事務を整理し、部長（保健福祉部にあつては、保健福祉部長又は医療健康局長）を補佐する。
副局長	局	上司の命を受け、局の事務を整理し、局長を補佐する。

第二十一条の表室長の項の次に次のように加える。

総括課長補佐	課	上司の命を受け、課の事務を整理し、課長（第三項の表の中欄に掲げる組織にあつては、課長及び同表の上欄に掲げる職。以下この項において同じ。）を補佐する。
総括室長補佐	室	上司の命を受け、室の事務を整理し、室長を補佐する。
総括技術補佐	室（知事が必要と認める。室に限る。）	上司の命を受け、室の専門的技術に関し、室長を補佐する。

第二十一条の表課長補佐の項中「受け、課の」の下に「一部の」を加え、「第三項の表の中欄に掲げる組織にあつては、課長及び同表の上欄に掲げる職。以下この項において同じ。」及び「た



だし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の事務を整理し、課長を補佐するものとする。」を削り、同表室長補佐の項中「受け、室の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、室の一部の事務を整理し、室長を補佐するものとする。」を削り、同表技術補佐の項中「受け、課の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、課の一部の事務を整理し、課長を補佐するものとする。」を削り、「受け、室の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、室の一部の事務を整理し、室長を補佐するものとする。」を削る。

第二十二條第二項の表危機管理監の項中「総務部」を「復興・危機管理部」に改め、同項の次に次のように加える。

デジタル政策推進監	企画部	上司の命を受け、デジタル政策に係る施策の推進及び総合調整に関する事務を処理する。
-----------	-----	--

第二十二條第三項の表危機対策企画専門監の項を次のように改める。

危機管理企画専門監	復興・危機管理総務課	上司の命を受け、危機管理に係る企画及び調査に関する事務を掌理する。
原子力防災対策専門監	原子力安全対策課	上司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌理する。
デジタル企画専門監	デジタルみやぎ推進課	上司の命を受け、デジタル化の推進、情報システム及び情報ネットワークに関する事務を掌理する。

第二十二條第三項の表中

企画・評価専門監	震災復興政策課	上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに行政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。
情報システム専門監	情報政策課	上司の命を受け、情報システム及び情報ネットワークに関する事務を掌理する。
原子力防災対策専門監	原子力安全対策課	上司の命を受け、原子力防災の推進及び調整に関する事務を掌理する。

企画・評価専門監	総合政策課	上司の命を受け、重要施策及び総合計画の企画及び調整並びに行政評価に関する企画及び調整に関する事務を掌理する。
スポーツ振興専門監	スポーツ振興課	上司の命を受け、スポーツの振興に係る施策の推進及びスポーツ団体に関する事務を掌理する。

改め、同項の表男女共同参画推進専門監の項の次に次のように加える。

保健福祉行政	保健福祉総務	上司の命を受け、保健福祉行政の総合的な企画及び調整に関する事
--------	--------	--------------------------------

策専門監 務課 務を掌理する。

第二十二條第三項の表子ども・子育て支援専門監の項中「子ども・家庭支援課」を「子育て社会推進課」に改め、同表観光振興専門監の項を削り、同表監視伝染病対策専門監の項を次のように改める。

先進的園芸推進専門監	園芸推進課	上司の命を受け、先進的園芸の総合的な企画及び調整に関する事務を掌理する。
------------	-------	--------------------------------------

第二十二條第四項の表政策調査員の項中「震災復興・企画部震災復興政策課」を「企画部総合政策課」に改め、同表企画員の項中「震災復興・企画部震災復興推進課、震災復興・企画部震災復興政策課」を「復興・危機管理部復興支援・伝承課、企画部総合政策課」に改める。

第二十二條第五項の表主任主査の項の次に次のように加える。

技術主任主査	上司の命を受け、専門的技術に係る特定事項についての調査、企画及び立案に参画し、並びに技術主査の事務を整理する。
--------	---

第二十五條の二に次の一項を加える。

3 第一項の班に副班長を置き、その職務は、班の事務を整理し、班長を補佐することとする。

第二十七條第一項の表技術副所長の項の次に次のように加える。

総括次長	地方機関 （知事が必要と認める地方機関に限る。）	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、地方機関の長又は地方機関の長及び副所長（消防学校、高等看護学校、職業能力開発校、宮城障害者職業能力開発校及び農業大学校にあつては副校長、古川農業試験場にあつては副場長。以下この項において同じ。）を補佐する。
総括技術次長	地方機関 （知事が必要と認める地方機関に限る。）	上司の命を受け、地方機関の専門的技術に関し、地方機関の長又は地方機関の長及び技術副所長を補佐する。

第二十七條第一項の表次長の項中「受け、地方機関の」の下に「一部の」を加え、「消防学校、職業能力開発校、宮城障害者職業能力開発校及び農業大学校にあつては副校長、古川農業試験場にあつては副場長。以下この項において同じ。」及び「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の一部の事務を整理し、地方機関の長又は地方機関の長及び副所長を補佐するものとする。」を削り、同表技術次長の項中「受け、地方機関の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の一部の事務を整理し、地方機関の長又は地方機関の長及び技術副所長を補佐するものとする。」を削り、同表副園長の項中「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の一部の事務を整理し、園長を補佐するものとする。」を削り、同表副校長の項を次

のように改める。

副校長	消防学校、高等学校、看護学校、職業能力開発促進校、職業能力開発促進校及び農業大学校	上司の命を受け、地方機関の事務を整理し、校長を補佐する。
-----	---	------------------------------

第二十七条第二項の表部長の項の次に次のように加える。

総括次長	出先機関(知事が必要と認める)地方機関に限る。	上司の命を受け、出先機関の事務を整理し、出先機関の長、出先機関の長及び副所長を補佐する。
総括技術次長	出先機関(知事が必要と認める)地方機関に限る。	上司の命を受け、出先機関の専門的技術に関し、出先機関の長、出先機関の長及び技術副所長を補佐する。

第二十七条第二項の表次長の項中「受け、出先機関の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の一部の事務を整理し、支所長を補佐するものとする。」を削り、同表技術次長の項中「受け、出先機関の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の一部の専門的技術に関し、支所長を補佐するものとする。」を削り、同表第三項の表副部長の項の次に次のように加える。

総括次長	地方機関の部	上司の命を受け、地方機関の部の事務を整理し、部長を補佐する。
	地方機関の局	上司の命を受け、地方機関の局の事務を整理し、局長を補佐する。
	出先機関の部	上司の命を受け、出先機関の部の事務を整理し、部長を補佐する。
総括技術次長	地方機関の部	上司の命を受け、地方機関の部の専門的技術に関し、部長を補佐する。
	地方機関の局	上司の命を受け、地方機関の局の専門的技術に関し、局長を補佐する。
	出先機関の部	上司の命を受け、出先機関の部の専門的技術に関し、部長を補佐する。

第二十七条第三項の表次長の項中「受け、地方機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、

総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐するものとする。」を削り、「受け、地方機関の局の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の局の一部の事務を整理し、局長を補佐するものとする。」を削り、「受け、出先機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、出先機関の部の一部の事務を整理し、部長を補佐するものとする。」を削り、同表技術次長の項中「受け、地方機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の局の一部の専門的技術に関し、局長を補佐するものとする。」を削り、「受け、出先機関の部の」の下に「一部の」を加え、「ただし、総括担当を命ぜられた者以外の者は、地方機関の部の一部の専門的技術に関し、局長を補佐するものとする。」を削る。

第三章第三節第八款を第九款とし、第七款を第八款とし、第六款を第七款とする。  
第六十三条第八項地方振興部の分掌事務の項中第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 復興に関する宮城復興局等との連絡調整に関すること(東部地方振興事務所に限る)。  
十六 みやぎ東日本大震災津波伝承館の展示に関すること(東部地方振興事務所に限る)。

第三章第三節第五款を第六款とし、第四款を第五款とする。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三章第三節第三款を第四款とする。

第三章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 企画部に属する機関

第三章第三節第二款中第三十四条の三を第三十四条の四とする。

第三章第三節第二款を第三款とする。

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

(環境放射線監視センター)

第三十四条の三 原子力発電所周辺地域その他必要な地域における環境放射線等の監視測定を行うとともに、原子力発電所周辺地域における緊急時安全対策及び原子力に係る知識の普及啓発を行うため、環境放射線監視センターを設置する。

2 環境放射線監視センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

宮城県環境放射線監視センター	仙台市	名 称	位 置
----------------	-----	-----	-----

3 環境放射線監視センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 原子力発電所周辺地域の環境放射線等の監視測定及び解析研究に関すること。
  - 二 環境放射線等の測定方法に係る調査研究に関すること。
  - 三 放射能測定調査に関すること。
  - 四 原子力発電所周辺地域における緊急時安全対策に関すること。
  - 五 原子力に係る知識の普及啓発に関すること。
- 4 環境放射線監視センターに、上席主任研究員、主任研究員、副主任研究員及び研究員を置くことがある。

第三十三条の次に次の款名を付する。

第二款 復興・危機管理部に属する機関

第九十七条第三項の表宮城県仙台地方ダム総合事務所大倉ダム管理事務所の項中「名取市」を削る。

別表第二宮城県防災会議の項中

危機対策課	復興・危機管理総務課
-------	------------

に改め、同表宮城県国土

利用計画審議会の項中

地域復興支援課

地域振興課

に改め、同表宮城県交通安全対策会

議の項中

総合交通対策課

地域交通政策課

に改め、同表宮城県感染症診査協議会の項中

疾病・感染症対策室

疾病・感染症対策室

に改め、同表宮城県いじめ調査結果検証等委員会の項の次に次のように加える。

宮城県復興

復興・危機管理部指定管理委員	復興・危機管理部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものを選定すること。	復興・危機管理総務課
宮城県災害弔慰金等支給審査会	東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害弔慰金等の支給に関する東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議に関すること。	同
宮城県企画部指定管理委員	企画部が所管する公の施設（宮城野原公園総合運動場及び総合運動公園を除く。）を管理させる指定管理者に指定しようとするものを選定すること。	企画総務課

別表第一宮城県総合計画審議会の項中

震災復興政策課

総合政策課

に改め、同表宮城

県行政評価委員会の項の次に次のように加える。

宮城県スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十一条の規定による地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要な事項の調査審議に関すること。	スポーツ振興課
宮城県総合運動場指定管理委員	総合運動場条例（昭和五十六年宮城県条例第二号）第十九条の規定による総合運動場を管理させる指定管理者に指定しようとするもの選定に関すること。	同

別表第二中

宮城県保健福祉部指定管理委員	保健福祉部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものを選定すること。	保健福祉総務課
宮城県災害弔慰金等支給審査会	東日本大震災に係る災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第一条に規定する災害弔慰金等の支給に関する東日本大震災による死亡又は障害であるか否かの審議に関すること。	震災援護室

宮城県保健福祉部指定管理委員	保健福祉部が所管する公の施設を管理させる指定管理者に指定しようとするものを選定すること。	保健福祉総務課
----------------	--	---------

に改め、同表宮城県福祉有償運送運営協議会の項中「第四十九条第一項第三号」を「第四十九条第二号」

に改め、同表宮城県指定難病等及び遷延性意識障害対策協議会の項中

疾病・感染  
症対策室

を

疾病・感染  
症対策課

に改め、同表宮城県次世代育成支援対策地域協議会の項中

子育て社会  
推進室

を

子育て社会  
推進課

に改め、同表宮城県リハビリテーション協議会の項の次に次のように加える。

宮城県障害を理由とする差別を解消するための調整委員会  
障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（令和三年宮城県条例第十八号）第十三条第二項の規定によるあっせん及び第十四条第一項の規定による勧告の求めに関すること。

同

別表第二宮城県観光振興財源検討会議の項を削り、同表宮城県多文化共生社会推進審議会の項中

国際企画課

を

国際政策課

に改める。

別表第三中

こもれびの森（森林科学館、野外炊事場、倉庫、車庫、野外便所、湿性植物園、山菜・薬草見本園、広場（デイ・キャンピングを含む）及び駐車場に限る。）

栗原市

特定非営利活動法人宮城県森林インストラクター協会

自然保護課

を

宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場以外の施設）

仙台市

公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団

スポーツ振興課

第二総合運動場（仙南総合プール及び長沼ポート場以外の施設）

同

宮城県スポーツ協会・ミズノグループ

同

仙南総合プール

柴田郡柴田町

セントラルスポーツ株式会社

同

長沼ポート場

登米市

宮城県ポート協会

同

総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

宮城県利府町

宮城県スポーツ協会・同和興業・セントラルスポーツグループ

同

ライフル射撃場

石巻市

宮城県ライフル射撃協会

同

こもれびの森（森林科学館、野外炊事場、倉庫、車庫、野外便所、湿性植物園、山菜・薬草見本園、広場（デイ・キャンピングを含む）及び駐車場に限る。）

栗原市

株式会社ゆめぐり

自然保護課

に改め、同表県民の森の項中「仙台市」の下に、「富谷市」を加え、同表中

船形の郷

黒川郡大和町

同

同

第二啓佑学園

仙台市

同

同

を

第二啓佑学園

同

同

同

船形の郷

黒川郡大和町

同

同

に改め、同表七ツ森希望の家の項中

黒川郡大和町

を

同

に改め、同表御崎

野営場の項中

北日本ビル清掃株式会社

を

唐桑町観光協会

に、

観光課

を

観光政策課

に改め、同表みやぎ産業交流センターの項中



国際企画課  
を  
国際政策課

に改め、同表中

松岩漁港の指定施設	気仙沼市	宮城県漁業協同組合	水産業基盤整備課
-----------	------	-----------	----------

小鯖漁港の指定施設（小鯖護岸横泊地に限る。）	気仙沼市	宮城県漁業協同組合	水産業基盤整備課
鮎立漁港の指定施設	同	同	同
松岩漁港の指定施設	同	同	同
波路上漁港の指定施設（七半沢防波堤横泊地及び内沼防波堤横泊地に限る。）	同	同	同
浦の浜漁港の指定施設（田尻防波堤横泊地、磯草B防波堤横泊地、磯草A防波堤横泊地、浦の浜栈橋横泊地①及び浦の浜栈橋横泊地③に限る。）	同	同	同

に改め、同表波伝谷漁港の指定施設の項を削り、同表宮城県総合運動公園の項中「宮城県総合運動公園」を「総合運動公園」に改め、同表矢本海浜緑地の項の次に次のように加える。

石巻南浜津波復興祈念公園	石巻市	石巻南浜津波復興祈念公園マネジメント共同事業体	同
--------------	-----	-------------------------	---

附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

○宮城県規則第二十九号

県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県立都市公園条例施行規則（昭和三十四年宮城県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第八条及び第九条第二項第一号中「教育庁スポーツ健康課」を「企画部スポーツ振興課」に改める。  
附 則  
この規則は、令和三年四月一日から施行する。